

先進医療の新規届出技術について  
(届出状況/11月受理分)

受理番号	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器等情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
058	HTLV-1プロウイルス量定量real-time PCR法	妊婦検査でのHTLV-1感染症疑い(確認検査判定保留妊婦)	別紙1-1	別紙1-2	2万2千円	700円	300円	先進医療A	H27.11.9
059	核磁気共鳴画像-経直腸的超音波画像融合画像に基づいた前立腺生検	前立腺癌の疑い(MRIにおいて、前立腺内部に臨牀的に意義のある癌、いわゆるSignificant cancerと呼ばれる腫瘍体積0.5mm3以上の癌が疑われ、超音波において当該病変の確認が困難な患者)	別紙2-1	別紙2-2	11万円	8万1千円	4万5千円	先進医療A	H27.11.12
060	切除不能または術後再発胆道癌に対するFOLFIRINOX療法	切除不能または術後再発胆道癌	別紙3-1	別紙3-2	36万7千円 (4コースとして計算) (薬剤費は企業より無償提供。残りは患者負担。)	66万7千円	28万9千円	先進医療B	H27.11.13

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。  
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。  
 ※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
  - (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
  - (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。